

第4章

荒川区障がい者総合プランにおける
事業の充実

第4章 荒川区障がい者総合プランにおける事業の充実

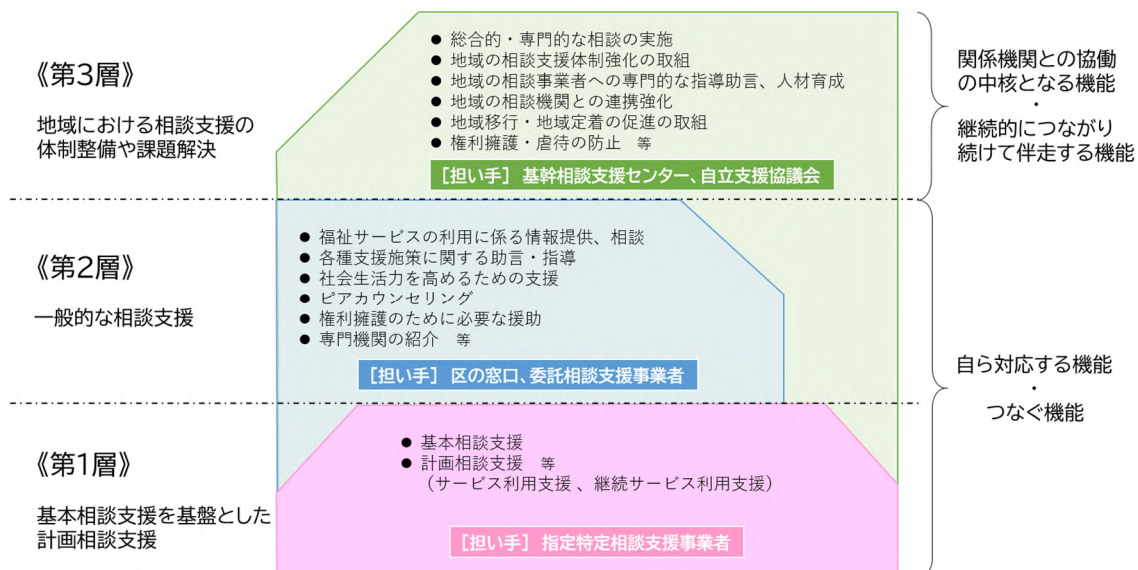
第1節 障がい者の相談・支援体制の充実

- 荒川区障がい者総合プランの基本方針1「障がい者の相談・支援体制の充実」の下で展開している次の施策について、更なる事業の充実を図ります。

施策1－（1）総合的な相談支援体制の充実

- 障害者総合支援法に基づく相談支援事業として、個別給付による計画相談支援及び地域相談支援、地域生活支援事業による基幹相談支援センター及び障がい者相談支援があります。区では、令和2年11月に基幹相談支援センターを開設し、地域において重層的に相談支援を行う体制を整備しています。
- 第1層目として、主に障害福祉サービスを利用する障がい者が適切な支援を利用できるようケアマネジメントする基本相談支援や計画相談支援を指定特定相談支援事業者が行っています。第2層目として、障害福祉サービス利用につながらない個別の相談支援や、実際の障害福祉サービス利用につながるまで時間を要する相談支援を区の窓口や委託相談支援事業者で行っています。第3層目として、第1層目や第2層目の相談支援では解決できない地域課題の解決に向けた取組を基幹相談支援センターや荒川区自立支援協議会(以下、「自立支援協議会」という。)で行っています。3層で相談支援の機能分担を図ることで、障がいの別にかかわらず、地域の様々な相談を適切に受け止め、総合的な相談支援を行っています。

【総合的な相談支援体制】

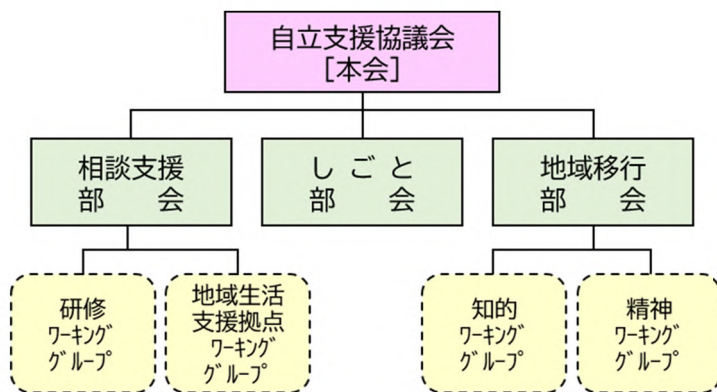


- 今後、基幹相談支援センターが障害福祉におけるコンシェルジュの役割を担い、地域の関係機関等のネットワークを強化するとともに、障がい者の社会参加に向けた取組を地域全体でケアし支え合うことができる体制整備を目指します。

施策1 – (6) 自立支援協議会の運営

- 将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、それを担う人材を確保していく必要があります。区では、事業所・雇用・教育・医療等の関連の関係者によるネットワーク構築の場である自立支援協議会を活用して、多職種間の連携を推進し、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行います。
- また、高次脳機能障がいや突発的な行動をとってしまう強度行動障がい等に対する適切な支援方法について、支援者の理解を深めるとともに、対応方法の共有を図るため、自立支援協議会に設けている部会やワーキンググループで実施する事例検討等を通じて人材育成を図ります。
- 自立支援協議会でのネットワークを生かし、施設職員等の出身大学や専門学校等からの学生ボランティアや実習の受入れを行うなど、福祉分野への就労を働きかけるとともに、福祉人材の裾野を広げるために、小中学生の職場体験や勤労留学を施設で受け入れるなど福祉に対する興味・関心が持てる機会を設けるなどの取組を推進します。

【自立支援協議会の組織図・ワーキンググループの様子】



- コロナ禍での福祉現場は、利用者の特性や提供サービスの内容からも感染リスクが非常に高い密閉・密集・密接の「3密」が生まれやすい状況にあります。また、感染者が発生した場合には、クラスターや障がい者においては重篤化につながる可能性があります。介護等をしている家族等が感染した場合の濃厚接触者となる障がい者への支援体制や、小規模施設・事業所で感染が生じた場合のサービス継続に必要な職員体制の確保も課題です。自立支援協議会において、このような課題を共有し、コロナ禍においても地域全体で必要なサービス提供が継続できる体制の検討を進めます。

施策1－(8) 震災時等への備え

- 首都直下地震等の大規模地震や大型台風等による大規模水害、新型コロナウイルス感染拡大等の発生時には、障がい者を含む要配慮者への新たな対応が求められています。
- 区では、区内の防災関係機関等が、日頃から高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の居住状況を把握しておくことで、災害時における避難援助等を円滑に行うことができるよう、避難行動要支援者名簿を整備しています。災害時には、避難行動要支援者名簿を活用して、関係機関や防災区民組織、地域住民等の協力の下、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行います。
- 今後は、避難行動要支援者の避難先や避難方法、避難支援者等を個々に定める個別支援計画の整備を進めるとともに、障がい者本人やその家族が参加する防災訓練等を通じて、個々の障がい特性に応じた避難行動や避難生活における情報提供体制等のあり方の検討も進めます。
- また、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策として、レイアウトや動線等に配慮した開設・運営を行うとともに、感染防止に必要となるマスクや消毒液等の備蓄物資の充実を図っていきます。

第2節 障がい者の住まい・日常生活に対する支援

- 荒川区障がい者総合プランの基本方針3「障がい者の住まい・日常生活に対する支援」の下で展開している次の施策について、更なる事業の充実を図ります。

施策3－(1) グループホームの整備の推進

- 障がい者の自立を支援する観点から、福祉施設や病院等での入所・入院から地域生活への移行支援、その後の地域生活における定着支援、就労支援についても、障がい者の重度化や高齢化に対応したサービス提供体制の整備が求められています。行政や事業所で法律や制度に基づき提供するサービスに加え、地域における社会資源を最大限に活用することでサービス提供体制の整備を図るほか、不動産・建築関係団体や居住支援団体、区の関係部署等の関係者で構成する「(仮称)荒川区居住支援協議会」を設置し、居住に関する必要な支援策の検討を行います。
- 障がい者が住み慣れた地域で生活したいという意向は強く、今後、区内での新たなグループホームの整備に当たっては、障がい者の重度化や高齢化に対応した日中支援のサービス提供が可能となる施設の整備も検討します。

施策3－(4) こころの健康管理支援の体制整備

- アルコールや薬物(ニコチン含む)、ギャンブル、ゲームへの依存症は、誰もがかかり得る身近な病気であり、また、適切な治療と支援により回復が十分可能な病気です。しかし、一方で、治療しても治らない、止められないのは意志が弱いからといった誤解が多い病気でもあります。区では、講演会の開催や啓発資材の配布等を通して、依存症に対する社会的理解を進める活動を行っています。
- 依存症に悩む本人及びその家族等に対して、専門医と民間相談員による相談(月2回)や保健師による相談(随時)を実施するほか、依存症から回復して社会復帰を目指すための民間リハビリ施設の支援に取り組んでいます(平成8年度開始)。
- また、薬物依存からの回復者と保健師による子どもを対象とした薬物乱用予防教育を行い、薬物乱用防止推進荒川地区協議会において薬物乱用防止のポスター・標語コンクールや研修会等の活動を行うなど、薬物乱用防止事業にも引き続き取り組んでいきます。
- 発達障がい者(児)への支援については、平成17年4月に施行された発達障害者支援法で明示され、平成28年5月の法改正によりライフステージを通じた切れ目のない支援や家族等も含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援が目的に掲げられました。
- 区では、発達障がいの早期発見・早期療育からその後の継続的支援まで、関係部署が連携して切れ目のない支援を目指しています。具体的には、1歳6か月健診及び3歳児健診において早期発見を行い、必要な場合には荒川たんぽぽセンターにおいて、質の高い療育を実施するとともに、ペアレントトレーニングを実施するなど、発達障がい児とその家族等に対する支援を行っています。また、より適した教育環境で成長できるように一人一人の発達に応じた教育の充実を図るため、支援補助員の配置や心理の専門家の巡回などを行っています。今後も引き続き、地域の関係機関等の円滑な連携の下で支援を継続する体制の充実を図ります。

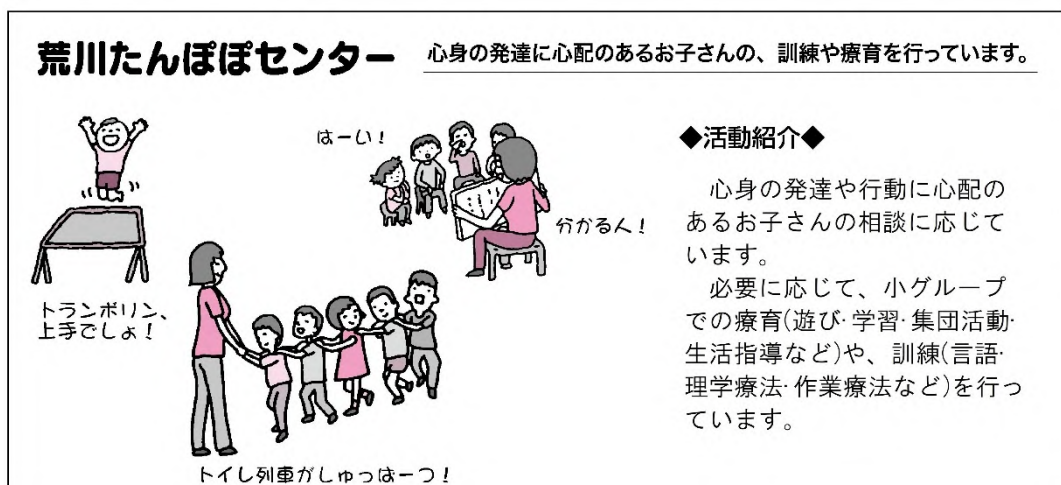


第3節 障がいのある子どもの健全育成

- 荒川区障がい者総合プランの基本方針4「障がいのある子どもの健全育成」の下で展開している次の施策について、更なる事業の充実を図ります。

施策4－（1）障がい児支援の充実

- 障がいのある子どもや発達に関して療育を必要とする子ども等を地域で療育や支援する児童発達支援事業所は、区内に11箇所あります(令和2年3月末現在)。日常生活の自立支援や機能訓練、遊びや学びを通じた療育を行い、子どもやその家族を支援しています。
- 区立の児童発達支援事業所である荒川たんぽぽセンターでは、心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等の専門職や経験豊富な保育士が支援を行っています。今後、障がいの重度化・重複化や多様化に対応するため、荒川たんぽぽセンターの専門的機能の強化を図り、他の児童発達支援事業所等への援助・助言を合わせて行うなど、地域における療育支援の拠点施設として「児童発達支援センター」へと充実する検討を進めます。
- また、医療の進歩等を背景として、全国的に重症心身障がい児や医療的ケア児等が年々増加していることから、区においても重症心身障がい児や医療的ケア児の人数や支援ニーズを把握し、身近な地域で生活して必要な支援が受けられるように、保健所、医療機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育園、教育センター等の関係者で構成する荒川区医療的ケア児等支援協議会(以下、「医療的ケア児等支援協議会」という。)を設置し、必要な支援について検討を行います。
- 医療的ケア児等は、その支援に関わる機関が病院や学校、福祉施設など広範囲に及び、包括的な支援が必要とされます。支援に関わる機関との連携構築や本人の健康維持及び生活支援を行うため、専門的な知識と経験を持つ看護師や保健師などの有資格者を「医療的ケア児等コーディネーター」として基幹相談支援センターに配置し、継続的に支援できる体制を検討します。



第4節 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

- 荒川区障がい者総合プランの基本方針5「障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生」の下で展開している次の施策について、更なる事業の充実を図ります。

施策5－（3）施設入所支援

- 子ども家庭総合センターでは、令和2年7月に東京都から児童相談所の業務を引き継ぎ、障害児入所施設の利用申請を受け付けるとともに、様々なニーズに対応する機関として障がい児支援を行っています。
- 障害児入所施設を利用する障がい児が、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、子ども家庭総合センターや特別支援学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所など関係機関の連携強化を図ります。

施策5－（9）文化芸術活動の促進

- 障がい者の文化・芸術活動を支援することは、生きがいや自信の創出、社会参加の促進につながります。こうした取組を一層進めるため、平成30年6月に障害者文化芸術推進法が、令和元年6月に読書バリアフリー法が施行されました。
- 区では、生け花やパソコン等をグループで学ぶ生涯学習事業「さくら教室(心身障がい者青年教室)」や、その成果を展示する「さくら教室作品展」のほか、東京藝術大学卒業生グループとの連携により、たんぼぼセンターで「子ども向けアートワークショップ」を実施しています。
- また、障がい者施設利用者が日常活動での成果を発表する場として、利用者が制作した絵画や陶芸など芸術作品を区内施設・交流都市で展示し、多くの人に作品の魅力を伝える取組を支援しています。さらに、作品やデザインを商品化して、障がい者の就労機会の拡大や生活の質の向上にもつなげています。

- 区の文化施設やスポーツ施設、ゆいの森あらかわ等には難聴者の聞こえを支援するヒアリンググループ(磁気グループ)を設置し、令和3年に開設する新たな尾久図書館には対面音訳室を設けるなど、障がい者の文化・芸術活動を支援する環境整備を進めています。今後も引き続き、障がい者の文化・芸術活動を支援する取組の充実を図ります。

【ゆいの森あらかわで開催したアート展(平成30年2月)】

